

## 7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間です

青少年の健全な育成は、大人一人一人の責務です。地域・家庭が一体となって、青少年の健やかな成長のための社会環境をつくり、青少年の非行・被害防止に努めましょう。

### 気軽に相談を

子どもの言動に「おかしい」と感じたときは、早めに相談ください。

- 青少年SOSセンター (☎0120-247-505)
- 子ども・家庭電話相談室 (☎0120-761-152)
- 県警ヤングテレホンコーナー (☎0120-783-800)
- 東濃地区少年サポートセンター (☎0120-783-802)
- 東濃子ども相談センター (☎②1226)
- こころのダイヤル119 (☎058-233-0119)
- 子どもの人権センター (☎058-265-2850)
- 児童相談所全国共通ダイヤル (☎189)

**問** 市青少年育成市民会議事務局  
(生涯学習課内・内線272)

### 青少年の主張大会が開催されました

6月17日(日)に「土岐市青少年の主張大会」が開催され、小学生4人、中学生6人、高校生2人の合計12人が、それぞれ自分の考えを力強く発表しました。審査の結果、戸松あこさん(西陵中学校3年)が最優秀賞に選ばれました。



戸松あこさん「チーム家族」

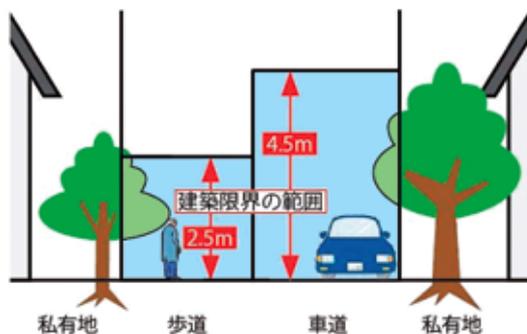
## 道路に張り出している樹木の管理

道路に樹木が張り出していると、自動車や歩行者の通行の妨げになる、カーブミラーや交通標識が見えにくくなるなど事故の原因となります。

道路には、安全な通行を確保するため**建築限界**(※)が定められています。自己所有地を確認し、事故防止のため、せん定、伐採などを行いましょう。

### (※) 建築限界

自動車や歩行者の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行の障害になるもの(樹木、看板など)を置いてはいけない空間



私有地からの倒木などによって歩行者や車両などに被害が発生したとき、樹木の所有者が賠償責任を問われることがあります。

**問** 監理用地課 (内線303)

## 熱中症に注意しましょう

例年蒸し暑くなるこの時期、熱中症の患者が増え始めます。気温が高い、風が弱い、湿度が高い、急に暑くなった日は注意が必要です。

### 熱中症予防のポイント

- ▷ 部屋の温度をこまめにチェックしましょう。
- ▷ 室内では、エアコンや扇風機を上手に使いましょう。
- ▷ 喉が渇かなくても小まめに水分補給をしましょう。
- ▷ 外出の際は、日よけ対策と体を締め付けない涼しい服装で出掛けましょう。
- ▷ 無理をせず適度に休憩しましょう。
- ▷ 日頃から、栄養バランスの良い食事を取り、体力づくりを心掛けましょう。



**申・問** 保健センター (☎⑤2010)